



島根県報

令和3年1月12日（火）

号外第3号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第17号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年1月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町原田日ノ津2872番地先から同2856番1地先まで	前	メートル 30.20～ 35.10	メートル 135.00	隠岐支庁県土整備局	災害防除工事 拡幅
			後	30.20～ 52.60	135.00		
県 道	掛合大東線	雲南市三刀屋町多久和677番2地先から同706番1地先まで	前	10.85～ 22.30	69.22	雲南県土整備事務所	道路改良工事 拡幅 仮設道路
			後	11.07～ 38.39	69.22		

島根県告示第18号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年1月12日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町原田日ノ津2872番地先から同2856番1地先まで	メートル 135.00	令和3年1月12日	隠岐支庁県土整備局	
県道	掛合大東線	雲南市三刀屋町多久和677番2地先から同706番1地先まで	69.22	令和3年1月12日	雲南県土整備事務所	
〃	稗原木次線	雲南市三刀屋町高窪1204番3地先から同202番地先まで	49.10	令和3年1月12日		
〃	〃	雲南市三刀屋町高窪74番2地先から同地先まで	81.60	令和3年1月12日		